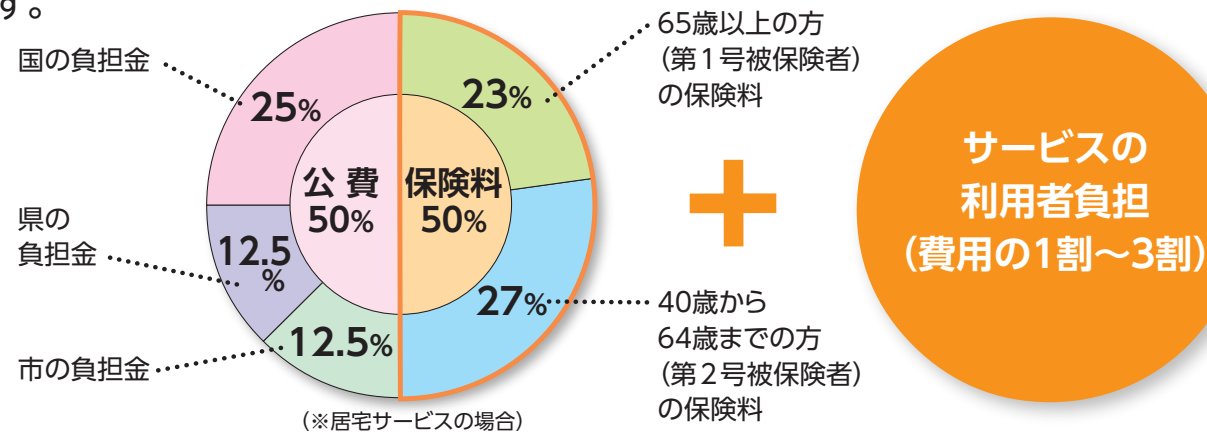


介護保険料について

介護保険の財源

保険料は介護保険を運営していく大切な財源です。下のグラフのように、40歳以上の方が納める保険料と、国や県・市の負担金、そして利用者負担からなっています。これらの貴重な財源は、みなさんが利用するサービスに対する保険給付費にあてられます。



65歳以上の方 (第1号被保険者) の保険料

65歳以上の方の保険料は、越谷市の介護保険のサービスに必要な費用などから市が算出した「基準額」をもとに、所得等に応じて決まります。

第1号被保険者の基準額はこう決まります

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{越谷市で} \\ \text{必要な介護} \\ \text{サービスの} \\ \text{総費用} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の} \\ \text{方の負担分} \\ \text{(23\%)} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{越谷市に住} \\ \text{む65歳以上} \\ \text{の方の人数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{越谷市の} \\ \text{基準額 (年額)} \\ \text{72,000円} \\ \text{(令和6～令和8年度)} \\ \hline \end{array}$$

65歳になる年度の保険料について

65歳になった月 (65歳の誕生日の前日が属する月) から、第1号被保険者として保険料を納めます。

64歳までの分

4月から65歳になる月の前月までの分は、加入している医療保険の保険料 (税) に介護保険分を合わせて納めます。

65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書等で納めます。

例 10月2日生まれの方の場合

65歳

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

4月～9月分を、加入している医療保険の保険料 (税) から納めます。

10月～翌年3月分を、年度末までの納期に分けて、納付書等で納めます。

40歳から64歳までの方 (第2号被保険者) の保険料

加入している医療保険 (国民健康保険や健康保険など) の保険料算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料 (税) と合わせて納めます。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

国民健康保険に加入している方の場合

決め方 市の国民健康保険税の算定方法と同じく、世帯ごとに決まります。

納め方 医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。



職場の健康保険などに加入している方の場合

決め方 各保険者ごとに設定される介護保険料率と給与 (標準報酬月額) および賞与 (標準賞与額) に応じて決まります。

納め方 医療保険分と介護保険分を合わせて、給与および賞与から徴収 (差し引き) されます。

※ 40歳から64歳の被扶養者は個別に介護保険分を納める必要はありません。



保険料を納めないでいると…

滞納していた期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上
滞納すると…

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、その後、利用者からの申請により保険給付分 (費用の9割～7割) が支払われます。

〔介護保険証に記載されます〕



1年6か月以上
滞納すると…

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。



2年以上
滞納すると…

2年以上滞納すると時効により保険料が納められなくなります。納められなかった期間に応じて利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費 (26ページ参照) が受けられなくなります。

〔介護保険証に記載されます〕



資力があるにもかかわらず、理由もなく保険料を滞納している場合は、財産調査などを実施し、滞納処分を行う場合もあります。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときはそのままにせず、お早めに介護保険課窓口 (保険料担当) にご相談ください。

保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から納めます。

特別徴収

年金が **年額18万円以上** の方 ➡ **年金から差し引き**

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金などです。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている方は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納期に分けて納めます。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月(※) (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

(※) 仮徴収額と本徴収額の差を平準化するため、8月（第3期）の仮徴収額を変更する場合があります。

年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合 など



普通徴収

年金が **年額18万円未満** の方 ➡ **納付書・口座振替**

口座振替や越谷市から送付されてくる納付書で、期日までに金融機関やコンビニエンスストアなどで保険料を納めます。

保険料納付は
口座振替が
便利です

●保険料の納付書
●預（貯）金通帳
●印かん（通帳届け出印）

これらを持って、納付書裏面記載の
取扱金融機関で手続きしてください。

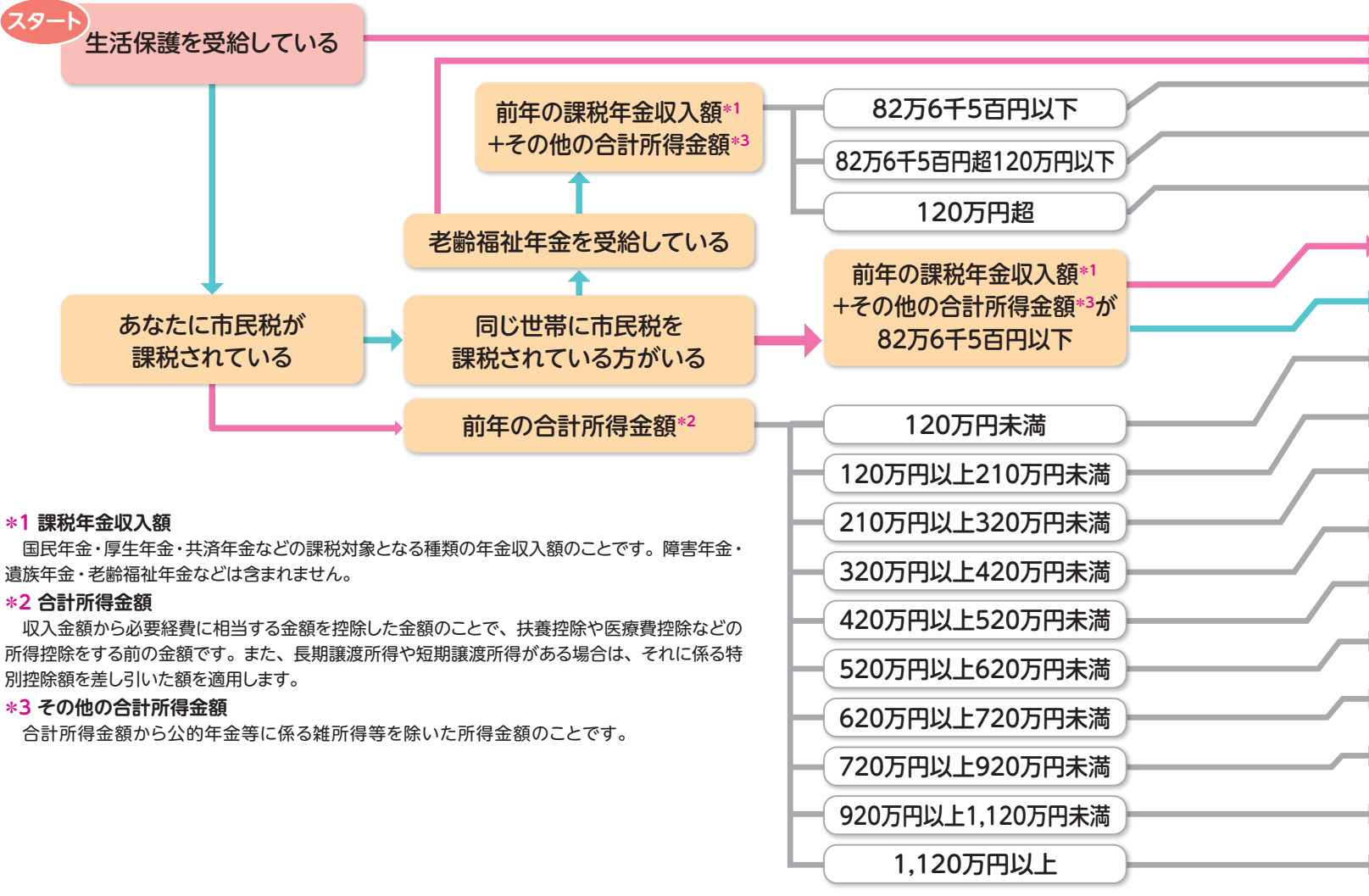
※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、
納付書で納めることになります。なお、市役所（介護保険課）窓口では口座振替を希望する金融機関の
預（貯）金カードのみでお申し込みすることができます。

※特別徴収の対象となる方は、普通徴収への納付方法の変更は、原則できません。
※普通徴収の対象となる方は、「納付書での納付」「口座振替」を選択できます（口座振替には届出が必要です）。

【令和7年度税制改正に伴う令和8年度介護保険料の算定の特例について】
「給与収入がある方は市民税が非課税でも介護保険料の算定では市民税課税とみなす場合があります」
令和7年度税制改正により、令和7(2025)年中の給与所得控除の最低保障額が10万円(55万円→65万円)引き上げる見直しが行われました。
一方、介護保険制度は、3年を1期とする介護保険事業計画において介護保険料収入を見込み、介護保険事業を運営しています。現在の介護保険料は、第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)に基づき算定していることから、今般の税制改正の影響により、介護保険料収入の不足が見込まれ、事業運営に支障が生じるおそれがあります。こうした事態を避けるため、介護保険法施行令の規定について、税制改正の影響をできる限り遮断する改正が行われました。
このことにより、令和8年度介護保険料の算定については、給与収入が55万1千円以上190万円未満の方は、介護保険料の算定基準となる合計所得金額が税制改正前の水準まで引き上げられ、市民税の課税・非課税の判断についても同様に税制改正前の基準に基づいて計算されます。その結果、令和8年度の保険料段階が市民税課税者の段階と判断される(保険料が上がる)場合があります。
ただし、令和7年度の市民税が非課税であり(世帯主・世帯員含む)、かつ、令和8年度も引き続き市民税が非課税の場合は、減額の特例により、市民税非課税者とみなして介護保険料につきましても算定します。

《あなたの保険料をチェックしてみましょう》

はい → いいえ →



*1 課税年金収入額
国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

*2 合計所得金額
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、長期譲渡所得や短期譲渡所得がある場合は、それに係る特別控除額を差し引いた額を適用します。

*3 その他の合計所得金額
合計所得金額から公的年金等に係る雑所得等を除いた所得金額のことです。

保険料は、介護給付（サービス）の状況により3年に一度見直し(次回は令和9年度保険料から)が行われます。
下記保険料額は、令和8年度の保険料です。

保険料段階	対 象 者	基準額に対する 負担割合	年間保険料額
第1段階	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の方	基準額×0.285	20,520円
第2段階	本人が市民税非課税 非課税 全員が市民税 同じ世帯に いる方	本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の 合計所得金額の合計額が82万6千5百円以下の方	基準額×0.485
第3段階		本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の 合計所得金額の合計額が82万6千5百円を超えて120万円以下の方	基準額×0.685
第4段階		本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の 合計所得金額の合計額が120万円を超える方	基準額×0.90
第5段階	本人が市民税課税 市民税課税者 がいる方 同じ世帯に いる方	本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の 合計所得金額の合計額が82万6千5百円以下の方	基準額×1.00
第6段階		本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の 合計所得金額の合計額が82万6千5百円を超える方	基準額×1.20
第7段階		前年中の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.30
第8段階		前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.50
第9段階		前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.70
第10段階		前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.90
第11段階		前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×2.10
第12段階		前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.30
第13段階		前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.40
第14段階		前年中の合計所得金額が720万円以上920万円未満の方	基準額×2.60
第15段階		前年中の合計所得金額が920万円以上1,120万円未満の方	基準額×2.80
		前年中の合計所得金額が1,120万円以上の方	基準額×2.80